

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に交付した請求人の元従業員（以下「元従業員」という。）の離職証明書（事業主控）（以下「本件離職証明書」という。）の記載内容のうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までに係る元従業員の賃金額について、安定所長が行った職権訂正を請求人に対する行政処分と認識して取消しを求め、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第69条第1項においては、法第9条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は法第10条の4第1項若しくは第2項の規定による処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。したがって、請求人が取消しを求める対象がこれらの規定による行政処分に該当するものでない限り、当該請求は不適法なものとして、却下すべきものと解することが妥当である。

そこで、本件再審査請求の趣旨が、法第69条第1項に定められている処分の取消しを求めるものといえるか否かを検討すると、以下のとおりである。
- 3 請求人が提出した労働保険再審査請求書の再審査請求の趣旨は、要旨、元従業員に係る平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の賃金額について、離職証明書上の記載を安定所長が職権により〇円から〇万円に訂正した行為について取消しを求めるといものである。
- 4 他方、再審査請求の対象となる失業等給付に関する処分とは、直接かつ具体的に請求人に対して法律効果を生ずるものでなければならず、支給要件事実の判断等、当該行為によって請求人に対し直接かつ具体的に法律効果を生じさせないものは

これに該当しないと解するのが相当である。

請求人の主張の趣旨を検討しても、その要旨は、請求人と元従業員との間の別訴において、A地方裁判所が請求人に対し、元従業員に支払を命じた仮払金について、元従業員に係る離職証明書の賃金欄を当該仮払金額に基づいた職権による訂正は誤っている、と主張するのみである。

しかしながら、当該仮払金の法的性質を検討するまでもなく、本件離職証明書は、被保険者の離職に係る事実関係を確定し、適正な雇用保険給付手続を進めていくために行われた本件記載訂正について、請求人に対して事業所分の控えとして交付されたにすぎないものである。このほか、本件に係る一件資料を精査しても、当該訂正を踏まえた本件離職証明書の交付によって、請求人に対して直接かつ具体的に不利益な法律効果が生じているとは認められず、請求人に対し、再審査請求の対象となる行政処分がなされたものではないと解するのが相当である。

- 5 以上のことから、本件請求は、再審査請求の対象となる行政処分に対してなされたものではなく、救済されるべき法的利益を欠いており、不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。